

令和4年1月実施

財政援助団体等監査結果報告書  
(補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

# 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

## 1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団体名	補助金	所管部課
広田湾漁業協同組合	陸前高田市がんばる海の担い手支援事業補助金 3,523,000円	地域振興部 水産課

## 2 監査を執行した監査委員

宗宮安宏 監査委員（識見） 畠山恵美子 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和2年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

## 4 監査の期間

令和3年12月27日～令和4年1月11日

概要説明日 令和4年1月12日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和2年度予算書及び決算書
- (3) 当該補助金に係る実施要綱
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

広田湾漁業協同組合

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

広田湾漁業協同組合は、平成 16 年 4 月 1 日に高田町、気仙町、広田町、小友町及び米崎町の 5 つの漁協が合併して設立されたものである。

主要生産物は、養殖わかめ・養殖かき・養殖ほたて等であり、その品質はいずれも高い評価を受けている。また、わかめ等の加工事業も営み、加工品等の直売事業、あわび畜養事業等の各種事業も行っている。

平成 7 年からは広田湾産イシカゲ貝の養殖技術の確立を目指し、平成 8 年に全国で初めてイシカゲ貝養殖の事業化に成功した。現在も、産業レベルで養殖を行っているのは広田湾だけであり、「幻の貝」と呼ばれる所以となっている。

広田湾産イシカゲ貝は、地元漁師が自信を持って推奨する魚介類として、岩手県の「プライドフィッシュ」に選定されており、広田湾漁業協同組合の未来へと繋ぐ取組の一環として、全国へ向けた PR 活動を行なっているところである。

イ 補助金の交付

令和 2 年度陸前高田市ががんばる海の担い手支援事業補助金については、令和 2 年 10 月 1 日及び 10 月 29 日に補助金交付申請が提出され、令和 2 年 10 月 14 日及び 10 月 30 日付けで補助金交付決定を受けている。

令和 2 年度の補助金額は 3,523,000 円であり、広田湾漁業協同組合が新規漁業就業者に行う資格取得支援、資機材整備支援及び生活支援並びに指導漁業者に行う技術指導支援に要する経費に対し、補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和 2 年 11 月 10 日に 630,000 円、11 月 16 日に 585,900 円、令和 3 年 1 月 20 日に 756,000 円が請求され、令和 2 年 11 月 20 日、12 月 2 日及び令和 3 年 1 月 29 日にそれぞれ指定口座に振り込まれている。また、令和 3 年 3 月 31 日には精算払として 1,551,100 円が請求され、4 月 16 日に指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述した広田湾漁業協同組合の実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和 2 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
漁業の担い手を確保することにより、後継者不足や就業者の高齢化といった慢性的な課題を解消し、市の基幹産業である水産業の発展を促す。	1 資格取得支援 2 資機材整備支援 3 生活支援 4 指導漁業者支援	5,033,500

### (3) 収支状況

令和2年度の収支状況は次のとおりである。

#### 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	3,593,000	3,523,000	△70,000
自 己 資 金	1,540,500	1,510,500	△30,000
計	5,133,500	5,033,500	△100,000

#### 支 出

(単位：円)

就業 区分	支 援 区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
新 規 就 業 型	資 格 取 得 支 援	50,000	0	△50,000
	資 機 材 整 備 支 援	1,200,000	1,200,000	0
	生 活 支 援	750,000	750,000	0
	指 導 漁 業 者 支 援	180,000	180,000	0
後 継 ぎ 就 業 型	資 格 取 得 支 援	150,000	100,000	△50,000
	資 機 材 整 備 支 援	1,800,000	1,800,000	0
	生 活 支 援	1,003,500	1,003,500	0
計	計	5,133,500	5,033,500	△100,000

### (4) 監査の所見

令和2年度における陸前高田市がんばる海の担い手支援事業補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められたが、補助事業内容を変更する場合に提出する変更承認申請書に一部不備が見受けられたことから、各種規定に沿って事務執行されるよう改善されたい。

当該事業は、漁業が抱える後継者不足や高齢化といった課題の解決に大きな役割を果たすものと認識している。担当課と連携して、一人でも多く新規漁業就業者を獲得できるよう、より積極的な周知に努めるとともに、支援期間終了後に確実に生業として自立できるよう、指導についても大いに期待するところである。

# 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

## 1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田市チャレンジショップ	陸前高田商工会	地域振興部商政課

## 2 監査を執行した監査委員

宗宮安宏 監査委員（識見） 畠山恵美子 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和2年度に執行された公の施設の指定管理に関する事

## 4 監査の期間

令和3年12月27日～1月17日

概要説明日 令和4年1月18日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市チャレンジショップ

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設の目的と運営方針

市内で起業を目指す者が事業活動を行う店舗と、公共性の高い団体等が入居する事務所があり、雇用の場の創出と中心市街地の活性化に寄与していく重要な役割を担う施設となっている。

運営方針としては、入居事業者が起業に向けて活動意欲を最大限に発揮できるように、伴走型経営指導等を通じた支援を行い、本設店舗へ巣立っていくことを最大の目標としている。

また、それぞれの商品や顧客サービスの向上を図ることにより、多くの市民が集い、利用することも目指している。

イ 施設の概要

(ア) 所在地

陸前高田市高田町字荒町 33 番地

(イ) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
延床面積	事務所	172.25
	店舗	149.04
	その他 (トイレ等共有スペース)	81.16

(ウ) 開設年月日 平成 31 年 4 月 1 日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、平成 31 年 4 月 1 日に陸前高田商工会と「陸前高田市チャレンジショップの管理に関する基本協定」を締結している。平成 31 年度からの第 1 期に引き続き、令和 4 年 4 月 1 日からは第 2 期目の指定期間となっている。

令和 2 年度分の年度協定については、令和 2 年 4 月 1 日に締結しており、指定管理料 1,980,000 円を 3 期に分割して支払っている。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(ア) 統括責任者

陸前高田商工会 会長 伊東 孝

(イ) 職員の配置

管理運営担当 9 名 計 9 名

イ 利用状況

令和2年度 月別入居件数及び利用料金額

月	入居件数 (件)	利用料金 (円)	月	入居件数 (件)	利用料金 (円)
4月	9	167,900	10月	9	167,900
5月	9	167,900	11月	9	167,900
6月	9	167,900	12月	9	167,900
7月	9	167,900	1月	9	167,900
8月	9	167,900	2月	9	167,900
9月	9	167,900	3月	8	160,900
			合計	107	2,007,800

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市チャレンジショップ条例及び同施行規則並びに陸前高田市チャレンジショップの管理に関する基本協定書及び同年度協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

入居事業者に対し、取り扱う商品の質の高さだけでなく商品陳列、感じの良い接客や清潔な店内を心がけさせる等の指導が行われ、施設全体の評判を損なうことのないよう、また、来客数の増加を図る努力がされている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な打撃を受けている入居事業者を支援するため、飲食店のテイクアウト事業を中心にHPに掲載する広報活動にも努められている。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、一部において協定書等との相違が見受けられたことから、担当課と連携を図り各種規定に沿って事務執行をされるよう改善されたい。

本施設は、平成31年度に利用が始まり入居率は概ね100%であり、同施設を卒業し本設店舗を開設した事業者、開設予定の事業者がいることから、施設設置の成果についても確認でき、今後においても期待できるものとなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により入居事業者も大きな打撃を受けていることと拝察するが、引き続き、施設の適正な管理運営に努めるとともに、入居事業者への指導、施設の活性化につながる自主事業等を実施し、施設への来客数の増大に努められたい。